

キャリア形成訪問指導事業実施要領

平成28年5月27日28地福第182号
最終改正 令和4年2月24日3介第837号

(趣旨)

第1 この要領は、長野県地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）補助金交付要綱（平成27年7月10日27地福第319号、27介第210号）（以下、「交付要綱」という。）に基づき、介護福祉士養成施設の教員等が、県内に所在する介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定又は許可を受けた介護サービス事業所（以下「介護事業所」という。）の介護職員に対するキャリアアップや資質の向上及び定着を支援するため、介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行う際に要する経費を補助するキャリア形成訪問指導事業の実施について交付要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2 この要領において補助を受けることができる者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第7条第2号若しくは第3号又は第39条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設（長野県福祉大学を除く）及び知事が必要と認めた施設・団体（以下「養成施設等」という。）とする。

(補助対象事業)

第3 補助対象事業は、養成施設等において介護職員のキャリアアップに資するため、介護事業所の要望や実情に合わせて作成した研修プログラム又はあらかじめ公表した研修プログラムに基づき、介護事業所から講師派遣の申込みを受け、講師を派遣し実施する研修事業とする。なお、知事は重点的に実施する研修（以下「重点研修」という。）を年度ごとに定め、当該研修を実施する養成施設等を優先採択するものとする。

(補助対象外経費)

第4 次の各号に該当する経費は、補助金の交付の対象外とする。

(1) サービス付高齢者住宅（特定施設入居者生活介護の指定を受けている事業所を除く）や住宅型有料老人ホーム等の、介護保険法により指定又は許可を受けた介護サービス事業所以外の事業所から、講師派遣の依頼を受けて行った研修に係る費用

(2) 講師派遣を受けた介護事業所から、研修に係る受講料その他の費用を徴収する研修に係る費用

(3) その他当該事業として適当と認められない経費

(補助上限額)

第5 養成施設等が訪問する介護事業所1か所当たりの補助上限額は150千円とする。ただし、重点研修における補助上限額は知事が別に定める。また、1養成施設等の補助上限額は3,500千円とする。

(補助金交付等に関する手続)

第6 補助金の交付等の手続に関しては、交付要綱に定めるもののほか、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 交付要綱第5及び第8第1号にあつては、研修プログラム一覧表(要領様式第1号)
- (2) 交付要綱第13にあつては、研修実績総括表(要領様式第2号)及び研修実績個表(要領様式第3号)

附 則

この要領は、平成28年5月27日から施行し、平成28年度の補助金から適用する。

附 則

この要領は、平成29年2月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。